

資料 NO. 1

**令和 7 年 4 月 2 0 日 執行
奥出雲町議会議員一般選挙**

候補者のしおり

奥出雲町選挙管理委員会

第 1 奥出雲町議会議員一般選挙の執行について

- 1 選挙期日（投票日） 4月20日（日）
- 2 選挙期日の告示 4月15日（火）
- 3 主な執行日程
 - 3月25日（火） 立候補予定者説明会
(役場仁多庁舎4階大会議室 午後1時30分)
 - 4月 8日（火）
9日（水）
10日（木） } 立候補届出事前審査
 - 14日（月） 選挙人名簿登録資格決定基準日、登録日
 - 4月15日（火） 選挙期日の告示日
立候補届出日（午前8時30分から午後5時まで）
選挙公報掲載文申請期限（掲載の順序を定めるくじ実施）
選挙運動諸届出受付開始
 - 16日（水） 不在者投票・期日前投票の開始
 - 17日（木） 選挙立会人届出期限（立会人決定のくじ実施）
公営施設使用個人演説会開催申出期限
(公営施設使用個人演説会開始)
 - 18日（金） 補充立候補届出期限
立候補辞退届出期限
 - 19日（土） 選挙運動最終日
不在者投票・期日前投票最終日
 - 4月20日（日） 選挙期日（投票 午前7時から午後6時まで、
一部午後5時まで）
開票・選挙会（町民体育館 午後8時）
 - 21日（月） 当選証書の付与
 - 25日（金） 請負等の関係を有しなくなった旨の届出期限
 - 5月 5日（月） 選挙運動に関する収支報告書提出期限

第2 立候補届出について

1 届出の日及び時間

届出の日 令和7年4月15日（火）【選挙期日の告示日】

届出の時間 午前8時30分から午後5時まで

2 届出先

届出の受付は、奥出雲町役場仁多庁舎4階大会議室で行います。

届出をする際には、必ず立候補届出書に使用した印鑑を持参してください。

3 届出の方法及び届出書等の記載内容

・本人届出

・推薦届出

の二通りがあります。いずれの場合も郵便等による届出はできません。

(1) すべての書類について、かい書で丁寧に記載してください。

(2) 印鑑は認印も可ですが、同一のものを使用してください。

(3) 代理人が届け出る場合は、本人又は推薦者の「立候補届出事務代行証明書」を添付し、提出時に代理人の本人確認を行います。ただし、届出書類等に本人又は推薦者の署名又は記名押印がある場合は本人確認を行いません。

記入内容を訂正する場合

訂正箇所を二重線で抹消し、届出の本人が訂正する場合は本人の押印又は署名を、代理人が訂正する場合は届出本人の印鑑による押印又は代理人の押印又は署名により訂正を行います。

本人届出の場合

ア 立候補届出書（様式第1号）

(ア) 氏名欄の氏名は、候補者の氏名を記載し、必ずひらがなでふりがなを付してください。また、氏名は本名（戸籍簿に記載された氏名）を用いなければなりません。ただし、常用漢字表に掲げる通用字体（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のことをいう。）又は人名用漢字別表に掲げる字体に対応するものがあれば、例外措置としてこれ

らの表の文字を使用して差し支えありません。

- (イ) 本籍、住所及び生年月日は、被選挙権の有無の判定上必要ですので、戸籍謄本又は抄本、住民票から正確に記載してください。満年齢は、令和7年4月20日（選挙の期日）現在です。
- (ロ) 職業は、公職については詳細に記載してください。
- (エ) 党派名は、立候補の届出書に添付する「所属党派（政治団体）証明書」に記載してある政党その他政治団体の名称を正確に記載してください。
政党等に所属していても所属党派証明書を提出しないときは、立候補の届出書の党派欄は『無所属』と記載しなければなりません。
- (オ) 選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- (カ) 届書末尾の記載は、届出年月日【4月15日】及び氏名を記載し、押印による届出をする場合は押印をしてください。

イ 添付書類

- (ア) **供託書正本（候補者の名で届けたもの）**

15万円の供託が必要です。

- (イ) **宣誓書（様式第2号）**

候補者となることができない者でない旨の宣誓書

- (ロ) **所属党派証明書（様式第3号）**

所属党派（政治団体）証明書の発行者は、政党によって異なりますが、当該党派（政治団体）の本部の代表者又は県の代表者に限られます。

政党等に所属していても所属党派証明書を提出しないときは、
『無所属』となります。

- (エ) **戸籍の謄本（又は抄本）と住民票**

3ヶ月以内に発行されたもの。

- (オ) **通称認定申請書（様式第4号）**

通称を使用する場合にのみ、立候補の届出書を提出する際にあわせて「通称認定申請書」を提出してください。立候補の届出書とは別に提出された場合は受理できません。ご注意ください。

また、この申請書を提出するときは、その呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を併せて提出してください。

戸籍簿に記載された氏名を、その読み方に従ってひらがな又はカタカナ書きとして記載する場合も、通称申請が必要です。

(カ) **立候補届出事務代行証明書(様式第5号)**

代理人による届け出を行う場合にのみ添付ください。

推薦届出の場合

ア **立候補届出書(様式第1号の2)**

届出書の記載上の注意は、本人届出の場合と同様です。

推薦届出人となるためには、奥出雲町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

イ 添付書類

(ア) **候補者推薦届出承諾書(様式第1号の3)**

立候補する者が推薦届出を承諾した旨の書面

(イ) **選挙人名簿登録証明申請書(様式第7号)**

(ロ) **選挙人名簿登録証明書(様式第7号の2)**

推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書
(奥出雲町選挙管理委員会委員長が発行します)

(エ) **代表者証明書(様式第9号)**

推薦届出者が2人以上ある場合にのみ添付してください。

(オ) **供託書正本(推薦代表者の名で届けたもの)**

詳細については、本人届と同様です。

(カ) **立候補届出事務代行証明書(様式5号の2)**

代理人による届け出を行う場合にのみ添付ください。

【本人届出と同様な添付書類】

(キ) **宣誓書(様式第2号)**

(ク) **所属党派(政治団体)証明書(様式第3号)**

(ケ) **戸籍の謄本(又は抄本)と住民票**

(コ) 通称認定申請書（様式第4号）

4 供託について【資料 No. 5 参照】

町議会議員の候補者1人について15万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託する必要があります。

・本人届出の場合・・・候補者名で供託

・推薦届出の場合・・・推薦届出者名（複数の場合はその代表者名）で供託

※得票数が一定の数（以下「供託物没収点」という。）未満の場合、供託後に立候補を辞退した場合などは、没収となります。

供託物没収点＝有効投票数／議員定数（12人）×1／10

第3 立候補の届出に伴うその他の届出について

1 出納責任者選任届について

(1) 候補者又は推薦届出代表者が選任し若しくは自ら出納責任者となることができます。

【本人届出の場合】様式第8号

【推薦届出の場合】様式第8号の2 により届け出

ただし、推薦届出者が選任する場合は、候補者の承諾書（様式第10号）が必要です。また、推薦届出者が2人以上ある場合には併せて代表者証明書（様式第9号）を届出書に添付してください。

(2) 選任した出納責任者に異動があったときは、出納責任者異動届（本人届出の場合は様式第8号の3、推薦届出の場合は様式第8号の4）により選任届と同様の手続にて届け出てください。

(3) 諸事情により、出納責任者の職務を代行する必要があるときは、その開始及び終了を届け出る必要があります。（開始するとき本人届出の場合は様式第11号を推薦届出の場合は様式第11号の2、終了するとき本人届出の場合は様式第12号を推薦届出の場合は様式第12号の2）

2 選挙事務所に関する届出

(1) 設置届

選挙事務所は、候補者又は推薦届出者でなければ設置できません。

設置したときは直ちに選挙事務所の所在地、設置年月日、設置者の氏名等を「選挙事務所設置届」（様式第 13 号又は様式第 13 号の 2）により奥出雲町選挙管理委員会に届け出てください。

推薦届出者が選挙事務所を設置した場合は、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する承諾書（様式第 14 号）を届出書に添付することが必要です。

推薦届出者が 2 人以上ある場合には併せて「代表者証明書」（様式第 9 号）を届出書に添付してください。

なお、設置できる選挙事務所は 1 カ所に限られています。

(2) 異動届

選挙事務所を異動したときは、設置のときと同様の手続きにより奥出雲町選挙管理委員会に直ちに届け出てください。なお、異動（廃止に伴う設置を含む）は 1 日に 1 回しかできません。

3 選挙立会人の届出について

今回の選挙では、「開票事務」と、当選者を決定する「選挙会」を合同で行う予定です。

選挙立会人は、公益代表として開票及び当選人決定の手続きの公正な執行を監視するとともに候補者の利益代表的役割をも果たすもので、原則として候補者が届け出た方（1 名）の中から選ぶこととされており、選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

選挙立会人を届出る際には、

- ・届出書（様式第 15 号）
- ・本人の承諾書（様式第 16 号）
- ・選挙立会人の選挙人名簿登録証明申請書（様式第 17 号）
- ・選挙人名簿登録証明書（様式第 17 号の 2）

を添えて選挙長（仁多庁舎総務課）に届け出てください。

届出の期限は、選挙の期日の前 3 日（4 月 17 日）の午後 5 時までです。

なお、選挙会は、4 月 20 日午後 8 時から町民体育館で行う予定です。選挙立会人になられた方は午後 7 時 30 分までに印鑑を持参の上、ご参集ください。（無投票の場合は、参集時刻が変更になります。）

4 報酬を支給する選挙運動事務員等の届出について（様式第 2 1 号）

選挙運動に従事する事務員及び車上運動員等に報酬を支給する場合は届出が必要です。町議選挙は 1 日につき 7 人（延べ 3 5 人）

第4 立候補届出の時に交付する諸物品

1 交付する諸物品

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 選挙運動用自動車表示板 | 1 枚 |
| (2) 選挙運動用拡声器表示板 | 1 枚 |
| (3) 選挙運動用自動車乗車用腕章 | 4 枚 |
| (4) 街頭演説用腕章 | 1 1 枚 |
| (5) 街頭演説用標旗 | 1 枚 |
| (6) 白バラ（胸章） | 1 個 |
| (7) 選挙運動用通常葉書使用証明書 | 1 枚 |
| (8) 選挙運動用通常葉書差出票 | 8 枚 |
| (9) 新聞広告掲載証明書 | 2 枚 |

※ 交付を受けた物品には、候補者の氏名その他記載事項を記入してください。

2 諸物品等の用途

- (1) 選挙運動用自動車表示板
自動車の冷却機の前面等外部から見やすい箇所に使用中常時掲示します。
- (2) 選挙運動用拡声器表示板
選挙運動のために使用される拡声器の送話口の下部に常時掲示します。
- (3) 選挙運動用自動車乗車用腕章及び街頭演説用腕章
乗車用腕章は、街頭演説用腕章にも共通して使用できます。
- (4) 街頭演説用標旗
街頭演説を行う場合は、必ず標旗を演説中掲げておかなければなりません。

第5 選挙運動に関する規制等について

1 選挙事務所表示用看板の類（ポスター、立札、看板、ちょうちん）

- (1) ポスター、立札、看板の類
 - ア 規格 縦350cm、横100cm以内（縦を横にすることは可）
 - イ 数量 通じて3以内
- (2) ちょうちんの類
 - ア 規格 高さ85cm、直径45cmを超えないこと

イ 数量 1 個

2 選挙運動用自動車【資料 No. 6 参照】

候補者は、主として選挙運動のために使用される自動車を 1 台限り使用でき、乗車できる者は候補者と運転手 1 名のほか乗車用腕章を着けた運動員 4 名以内です。

(1) 使用できる自動車の種類

使用できる自動車の種類は次のとおりですが、構造上宣伝を主たる目的とする自動車は使用できません。

ア 乗車定員 10 人以下の乗用自動車

イ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの

エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

ただし、ア、イ及びウにあっては上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及びア、イにあっては上面の全部又は一部が構造上開閉できるものは使用できません。

(2) 表示板

ア 表示板は、立候補の届出の際に交付しますが、選挙運動用自動車の冷却器の前面等外部から見えやすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。

イ 万一表示板が盗難、紛失又はき損したため再交付を受けようとする場合は、町選挙管理委員会へご相談ください。

(3) 乗車用の腕章

選挙運動用自動車に乗車する者は乗車用の腕章を着用することが必要です。
(運転手、候補者除く)

(4) 選挙運動用自動車の法令規制

道路交通法の規制がありますので、雲南警察署交通課へ設備外積載の許可申請を行い、事前に許可を得る必要があります。(別添資料参照)

(5) 選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書図画

選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書図画の規格は次のとおりです。

種 類	規 格	数
ポスター・立札・看板の類	2 7 3 c m × 7 3 c m 以内	制限なし
ちょうちんの類	高さ 8 5 c m 直径 4 5 c m 以内	1 個

(6) 選挙運動用自動車の公費負担

選挙運動用自動車の使用に関して、公費負担を受ける場合は、資料 2 「公費負担制度の手引」を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

3 選挙運動用拡声器について

- (1) 候補者は主として選挙運動のために拡声器を一揃い使用できます。
- (2) 立候補の届出の際に交付する表示板を、送話口の下部等見えやすい箇所に使用中常時掲示しておかなければなりません。
- (3) 個人演説会での拡声器の使用

候補者は、個人演説会の開催中、一揃い使用しても差し支えないことになっていますが、これには表示板を付ける必要はありません。

4 選挙運動用通常葉書【資料 No. 7 参照】

枚数は、8 0 0 枚までとなります。

差出の際は、「候補者用通常葉書使用証明書」を提示し、「選挙運動用通常葉書差出票」を提出することになります。

いずれも立候補届出の際に交付しますが、差出票は 8 枚交付します。1 枚について葉書 1 0 0 通まで差出が可能となっています。(別添資料参照)

5 新聞広告について

候補者は、選挙運動のための新聞広告を掲載することができます。ただし、新聞によっては、希望する日や希望する箇所に広告することができない場合がありますので、日時の余裕をもって申し込む必要があります。

なお、掲載費用は候補者負担となり、選挙運動費用として計上することとなります。

(1) 新聞広告の規格及び手続

新聞広告は 2 回以内で、1 回あたりのスペースは横 9 . 6 c m、縦二段組

以内です。また、掲載場所は記事下に限られ、色刷りはできません。

掲載の手続きは、候補者の届出の際に交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出してください。「新聞広告掲載証明書」は2枚交付します。

※広告を掲載した新聞は、新聞販売業者が通常の方法で頒布することに限られますので、例えば大量に新聞を購入しそれを頒布することや、どこかに掲示等することはできません。

6 選挙運動用ビラについて

候補者は、次により選挙運動のためのビラを頒布することができます。

(1) 選挙運動用ビラの規格及び手続

候補者は、選挙運動用ビラ届（様式第27号）により町選挙管理委員会に届け出たもの（2種類以内）で計1,600枚の選挙運動用ビラ（長さ29.7cm、幅21cm【A4判】以内）を、定められた方法でのみ頒布することができます。

このビラの届出の際には、ビラの見本を種類ごとに1枚添付してください。

*** 事前審査時に確認いたします。**

(2) ビラの頒布方法

ア 新聞折り込み

イ 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所

(3) ビラの掲載内容

掲載内容については、他の法令（刑法、破壊活動防止法等）に触れる場合、利害誘導罪、選挙の自由妨害罪、虚偽事項の公表罪等の公職選挙法の規定に触れる場合を除いては特別の制限はありません。ただし、その表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人の場合はその名称）を記載しなければなりません。

(4) 選挙運動用ビラの証紙

ビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼付しなければなりません。

証紙の交付を受けようとする場合は、ビラの届出に合わせてビラ証紙交付申請書（様式第28号）を町選挙管理委員会に提出してください。

(5) 選挙運動用ビラの公費負担

選挙運動用ビラの作成に関して、公費負担を受ける場合は、資料2「公費負担制度の手引」を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

7 選挙運動用ポスター

候補者が選挙運動用ポスターを掲示するときは、町の選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に掲示しなければなりません。

【ポスター規格】

- ・長さ42cm、幅30cm以内
- ・掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名が記載してなければならない。

*事前審査時に確認いたします。

ポスター掲示場は、130箇所設置します。立候補届出後から掲示することができます。

なお、選挙運動用ポスターの作成に関して、公費負担を受ける場合は、資料2「公費負担制度の手引」を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

8 個人演説会

公営施設を使用して個人演説会を開催するときは、「個人演説会開催申出書」（様式第22号）に関係事項を記入のうえ、奥出雲町選挙管理委員会へ開催の日前2日までに申し出てください。

公営施設以外の施設を使用して、個人演説会を開催される場合は選挙管理委員会へ届け出る必要はありません。

なお、個人演説会のために使用できる公営施設は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び選挙管理委員会が指定する施設に限られますが、候補者1人につき同一施設ごとに1回限り、施設の使用料は無料です。

奥出雲町選挙管理委員会が指定する施設は、次のとおりです。

- ・奥出雲町立町民体育館
- ・カルチャープラザ仁多
- ・亀嵩基幹集落センター
- ・布勢コミュニティセンター
- ・あいコミュニティセンター
- ・横田コミュニティセンター

個人演説会会場内部、外部で掲示できる文書図画の規格は次のとおりです。

この文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

種 類	場 所	規 格	数
ポスター・立札・ 看板の類	会場内	制限なし	制限なし
	会場外	2 7 3 c m × 7 3 c m 以内	通じて 2 以内
ちょうちんの類	会場内	高さ 8 5 c m 直径 4 5 c m	内・外
	会場外	以内	どちらかで 1 個

9 街頭演説

(1) 4 月 1 5 日の立候補届出完了後から投票日前日（4 月 1 9 日）までの午前 8 時から午後 8 時までの間に限って行うことができます。

(2) 候補者が街頭演説を行う場合には、立候補の届出の際に交付する標旗を演説中掲げておかなければなりません。

(3) 街頭演説用の腕章

候補者の街頭演説に従事する者は、立候補の届出の際に交付する選挙運動従事者用腕章又は乗車用腕章を着用していなければなりません。

交付する選挙運動従事者腕章は 1 1 枚です。また、乗車用腕章 4 枚を含め、街頭演説を行う運動員は、これらの腕章を着けた 1 5 人までとなります。この 1 5 人の中には、候補者と運転手（1 人）は含まれません。

(4) 場所の制限

街頭演説は次の場所ではできません。

ア 国、地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く）

イ 列車内、バス内、停車場その他鉄道地内

ウ 病院、診療所その他療養施設

1 0 インターネットによる選挙運動

公職選挙法の改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち、一定のものが解禁されました。

インターネット等を利用する方法は、ウェブサイト等を利用する方法及び電子

メールを利用する方法に大別されます。

(1) ウェブサイト等

ウェブサイト等は、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。
例えば、ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト (Ustream、ニコニコ動画の生放送等) 等です。また、ア及びイの制限等があります。

ア 選挙用ウェブサイト等には、その者に直接連絡が取れるよう電子メールアドレス等の表示義務があります。

イ 投票日の前日まで更新することができ、投票日当日もそのままにしておくことができます。

(2) 電子メール

具体的には、総務省令において、以下、①及び②の2つが定められています (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号の通信方式を定める省令)。また、ア及びイの制限等があります。

- ① その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式 (SMTP 方式 インターネットメール)
- ② 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式 (電話番号方式)

ア 候補者に限って送信することができ、一般の有権者は送信することができません。

イ 選挙運動用電子メール送信者は、次の送信対象者及びアドレス宛に限り送信することができ、一定の記録の保存が義務づけられています。

	送信対象者	送信対象アドレス	保存する内容
1	あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知したこと ・選挙運動用電子メー

	知した者に限る)		ルの送信の求め・同意があったこと
2	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行しているメールマガジン等）を継続的に受信している者であって、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知したこと ・継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること ・選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

(3) 選挙運動用電子メール送信者は、その文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信許可通知を行うことができる旨

エ 送信許可通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(4) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した広告を有料で掲載させることはできません。

※インターネット等を利用する方法による選挙運動にいて、詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

1 1 選挙運動員、労務者、事務員に対する実費弁償額等

支給することが認められる額は、別紙1のとおりです。

1 2 選挙運動に関する支出金額の制限額

町議選挙における制限額

＝告示日における登録者数÷12×@1,120円+900,000円

＊4月15日に告示し立候補届出の際お知らせします。

1 3 選挙運動の期間

開始は、立候補届出が終わってから行うことができます。（準備行為は除く）
期限は、原則として投票日の前日までとなります。

投票当日でもできる選挙運動

- 投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に選挙事務所を設置（異動）すること。（表示用の立札、看板等も可）
- 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

第6 選挙公報について

公職選挙法に基づき、町の条例の定めるところにより、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を町の選挙管理委員会において発行するもので、町内全世帯へ配付する予定です。

詳細は、資料3「選挙公報掲載申請についての注意事項」をご参照ください。

第7 選挙運動費用収支報告書の提出について

出納責任者は、選挙運動に関しなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書（様式第24号）を選挙の期日から15日以内に選挙管理委員会に提出しなければなりません。

詳細は、資料4「収支報告の手引」をご参照ください。

第8 その他

1 届出書等の事前審査について

立候補の届出、受付の事務を円滑かつ迅速に処理するため4月8日（火）から10日（木）まで奥出雲町選挙管理委員会事務局において届出書等の事前審査を行いますので、できるだけ点検を受けられるようお勧めいたします。

また、届出書のほか選挙公報の原稿、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ及び公費負担を受ける選挙運動用自動車、ポスター、ビラについての届出書類等の点検も併せて行います。

2 立候補届出受付順序について

立候補の受付は、4月15日（火）（選挙期日の告示日）の午前8時30分
から行うことになります。なお、当日同時刻までに受付会場に到着している立
候補予定者については、次の方法により受付の順序を決定いたします。

（決定方法）

- ・まず「受付順序のくじを引く順序のくじ」を行う。
- ・上記結果の順で「受付順序のくじ」を行い、受付の順序を決める。

3 届出関係書類について

立候補届出のほか、選挙に関する各種届出関係の書類は、別添一覧表のとおり
です。

届出ができる時間は、午前8時30分から午後5時までの間です。（土日、
祝日も受付けます。）

4 供託物の返還について

供託物は、没収要件（供託物没収点未満）の該当にならない場合、選挙後返
還されます。

資料 No. 5 を参照ください。

5 補充立候補届出

候補者数が立候補の届出締切期日に定数を超える場合において、届出期限後
候補者が死亡又は候補者たることを辞したものとみなされたときは選挙期日
前2日（4月18日）までに候補者の届出又は推薦届出をすることができます。

6 立候補の辞退届提出

候補者は、立候補届出の告示の日（補充立候補の場合は、届出期間中）に立
候補の辞退をすることができますが、立候補を辞退するには、選挙長に文書で

届出をしなければなりません。(様式第 6 号)

届出や選挙運動等に関する詳細については、奥出雲町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

奥出雲町選挙管理委員会事務局

場所 奥出雲町役場仁多庁舎

有線 3 1 - 5 0 0 0

(内線 5 2 2 4、5 2 2 5)

電話 5 4 - 2 5 0 5

別紙 1

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し、支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料 1 夜につき 12,000 円（食事料 2 食分を含む）
 - (5) 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - (6) 茶菓代 1 日につき 500 円

- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 10,000 円以内
 - (2) 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内

- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃、車賃については、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額
 - (2) 宿泊料 1 夜につき、10,000 円（食事料は含まない）

- 4 選挙運動のために使用する事務員にあつては 1 人 1 日につき 10,000 円以内とし、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者にあつては 1 人 1 日につき 15,000 円以内とする。

報酬及び実費を支給できる者一覧

	報 酬	弁 当	弁当の費用 弁償	交通費・宿泊 費等の実費	茶菓料の費 用弁償
1 事務員	○	○	○	○	○
2 車上運動員	○	○	○	○	○
3 手話通訳者	○	○	○	○	○
4 要約筆記者	○	○	○	○	○
5 選挙運動員	×	○	○	○	○
6 労務者	○	△	×	※○	×

- 注) 1 1 から 4 は、報酬を支給するためには事前に届出が必要である。
- 2 1 から 5 の弁当の費用弁償には、数の制限はない。
- 3 △は、弁当を支給した場合には実費相当額を報酬から差し引く必要がある。
- 4 「※」労務者の宿泊料には、食事料を含まない。
- 5 ×は、支給ができない。